

令和2年度 第4回

江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時：令和3年3月17日（水）9時31分～11時29分

場 所：江別市民会館 21号室

出席委員：7名

石黒匡人（委員長）、星優子（副委員長）、成田騎信、藤本直樹、高川一伸、
藤田くみ子、瀬尾洋介

欠席委員：1名

吉原七海

事務局：5名

三上生活環境部長、金子生活環境部次長、
大橋市民生活課市民協働担当参事、田中市民生活課市民協働担当主査、
大西市民生活課市民協働担当主任、

傍聴者：0名

次 第：1 開会

2 議事

各章・各条項の現状評価と課題について

3 その他

4 閉会

石黒委員長	<p>それでは、令和2年度第4回江別市自治基本条例検討委員会を開会します。議事に入る前に、事務局から報告事項がありますのでお願いします。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>まず、委員の任期と今後のスケジュールについて説明します。事前に送付しました資料の1と2をご覧ください。</p> <p>事前にお伝えしていますが、新型コロナウイルス感染拡大に対する北海道の集中対策期間の実施を受け、本委員会につきましても開催を大幅に延期しており、委員の任期である3月31日までに検討を完了することが難しい状況です。</p> <p>このため、事前送付資料1のとおり、2月16日付けで本委員会の設置要綱を改正し、委員の任期を「市長に提言するまで」といたしました。</p> <p>なお、任期延長後の委嘱状につきましては、後日、郵送にて交付いたしますので、よろしくごお願いいたします。</p> <p>また、今後の開催予定につきましては、事前送付資料2の開催スケジュールのとおりで、5月に第5回、6月に第6回、7月に第7回を開催し、8月上旬に市長に提言書を手交する予定です。</p> <p>委員の任期の延長と今後のスケジュールについては以上です。</p>
石黒委員長	<p>ただいまの説明について、質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>続きまして、令和2年第4回定例会市議会及び令和3年第1回定例会市議会において、干場議員から発言のあった一般質問の内容について、事務局から説明がありますので、お願いします。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>それでは、令和2年第4回定例会市議会と令和3年第1回定例会市議会での一般質問についてご説明いたします。事前送付資料3をご覧ください。</p> <p>令和2年第4回定例会市議会と令和3年第1回定例会市議会において、干場芳子議員から自治基本条例と市民参加についての質問がありました。質問内容と答弁内容は資料の通りです。</p> <p>その中で、検討委員会に関連する質疑として、資料2ページ(3)議会に関する規定における議会との連携について、記載の内容で答弁しておりますが、検討委員会は市長の諮問機関となっておりますので、基本的に議会を呼ぶことはないと考えておりますが、委員の方からの声が上がった場合など、必要があれば対応してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、同じく2ページ(4)パブリックコメントを実施する考えについて、記載の内容で答弁しておりますが、他市での事例もありますことから、実施する方向で考えてまいります。</p> <p>最後に5ページ(4)パブリックコメントの提出者に対する対応について、記載の内容で答弁しておりますが、他市の手法を参考に実施する方向で考えてまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
石黒委員長	<p>ただいまの説明について、質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>当委員会に直接関わる部分は2ページ中段になるかと思えます。</p> <p>議会の部分については検討済みですが、この干場議員の質問と、後ほど触れますが、前回の委員会で市民の方からの意見・要望を各委員にお読みいただき、後日、私と星副委員長、成田委員、高川委員の4名で、ご本人から直接お話を伺い、</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>色々と意見交換を行いました。その方の意見の中にも、議会の部分についてもっと検討する必要があるという箇所がありました。</p> <p>現時点では、以前検討した内容でよいということでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>パブリックコメントについては、本日の検討内容でもありますので、そこで改めて検討したいと思います。</p> <p>続きまして、次第2「議事」に入ります。</p> <p>本日は、前回の委員会で検討が中断となっていた第7章の第24条「市民参加の推進」の検討の続きから始め、その後、第25条「市民協働の推進」の検討へ進みたいと思います。</p> <p>それでは、第24条「市民参加の推進」についての検討を再開します。</p> <p>今回は、第24条の内容等について事務局から説明があった後、吉原委員より「パブリックコメントだけでなく、アンケートで出た意見についても、市の施策に反映したものについては、そのことが分かるように公表すべきである」という意見がありました。</p> <p>この他に、ご意見やご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>干場議員の質問の中にも、パブリックコメントに関する部分があります。先ほど事務局から説明があったのは、当委員会から提言書が出され、仮に自治基本条例を改正すべきといった内容だったとして、それを受けて市が条例を改正することになった場合、改正案を作成した際には、市民参加条例の規定に基づき、パブリックコメントを実施しなければならないということになります。</p> <p>逆に、条例の改正は必要なく、施策や事業、進め方について改善すべきといった内容だった場合は、それを受けて市が改善していくということなので、条例に基づいてパブリックコメントを行う必要はない。</p> <p>そういった場合であっても、市民に知ってもらい、色々な意見を受けて改善していくためにパブリックコメントを実施したほうがよいのではないかとというのが今回の意見であり、市としては、すでに実施している自治体について情報収集しながら、実施に向けて検討したいと答弁したということです。</p> <p>事前配布資料3の5ページにあるパブリックコメントの提出者への対応については、こちらも市民からの意見・要望の中に「現在のパブリックコメントの手法では不十分である」といった内容の意見があり、直接お話を伺った際にも特に強く主張されていたことの一つです。</p> <p>意見を採用した理由や、採用できなかった理由については知らされるが、それで終わりではなく、それに対してさらに意見や質問を出せるような手続きも加えるべきという意見でした。</p> <p>吉原委員の発言はアンケートに関する意見ですが、アンケートについては回答者に対してどのように対応するかという規定はなく、そもそも匿名であるため、本人に対する説明というのは不可能ですが、出された意見をどのように扱い、どういった意見が採用され、どのような結果となったのかを知ることができるように公表してはどうかという内容でした。</p> <p>そういった意味では、条例の規定に従ったパブリックコメントは行われているわけですが、それでは不十分である。特に、ある市民の方は、条例を改正してパブリックコメントの制度を変えるべきという意見でした。</p> <p>そこまでするかどうかは別として、手法について可能な範囲で改善し、意見を出した人に対して、より親切な対応をすべきではないかという意見も出されているわけですが、このことについてご意見等ございますか。</p>

<p>事務局 (金子次長)</p>	<p>市の考え方について補足すると、事前送付資料3の2ページ(4)について、検討委員会が提言した内容に対するパブリックコメントというのは、市民の皆さんで構成されている検討委員会の提言に対して、市民から意見を求めるということになり、それはちょっと違うだろうと市では考えています。</p> <p>そうではなく、検討委員会から出された提言に対して、その後の4年間、市がどのような考えをもって取り組んでいくかを公表し、それに対するパブリックコメントを求めているかどうかというのが、今回の干場議員の質問の趣旨です。</p> <p>それについては、石狩管内でもいくつかの自治体が行っているという実績もあり、少しでも市民参加を前に進めるため、前向きに取り組んでいくべきであると考え、このように答弁しております。</p> <p>また、5ページのパブリックコメントの提出者への対応について、条例では、パブリックコメントに対する結果はホームページ等で公表することになっており、委員長が仰るとおり、市では条例に従ってそのように実施しております。</p> <p>今回の質問の趣旨は、提出していただいた方の市民参加の意識をより高めるため、直接その方に返事をしてはどうかというものです。</p> <p>これについても、手続として、たとえば件数が非常に多くなった時など煩雑になる部分もあるかもしれませんが、おそらくほとんどのケースは対応できる範囲だと考えられますので、庁内各部署に周知し、個別にメールや郵便で返答するといった対応を取りたいと、今のところは考えております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。そのように進めていこうと考えているということですが、そんなことはしなくてもいいという人はいないとは思いますが、こういったことは気を付けたほうがいい、こういうことも併せて行ったほうがいい等、ご意見がありましたらお願いします。</p>
<p>高川委員</p>	<p>パブリックコメントの提出者に対する市の返答について、実際にそういった要望があるのか。パブリックコメントを色々見てみると、やはり市民の皆さんは勉強して考えて意見を出しておられると思います。</p> <p>それに対して市が返答するわけですが、どうしても文章のやり取りの中では、お互いに噛み合わない部分、分かりづらい部分があると思います。そういった意味では、できるだけ返答するというのは良いと思います。</p> <p>ただ、実際問題として、提出者からさらに詳しく説明してほしい等の要望を受けた事例はあるのかどうか、そういったことも踏まえて、もしそれを行わないとした場合には、現在の形での回答をより分かりやすくするという工夫が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (金子次長)</p>	<p>パブリックコメントへの参加は非常に増加しており、各部署で個別に実施した後でそういった要望があったかどうかというのは、当方でもなかなか把握はできておりません。ただ、意外と反応はないというのが私の個人的な印象です。</p> <p>文章が難しいということについては、様々な場面で言われています。多様な方々から意見が提出されており、説明文や意見への返答にも役所用語が多くて難しいという面もありますので、そのことについては、これまで以上に分かりやすい公表の仕方、回答の仕方に気を付けていかなければならないと考えております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>新たな対応なので、試行錯誤といった面もあろうかと思いますが、すでに実施している自治体の情報なども調べながら、少しずつ広げていただければ、より多くの市民が意見を出しやすくなり、そこで意見が採用されなかったとしても、不満がより小さくなっていくのではないかと思いますので、工夫して取り組んでいただければと思います。</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>事前送付資料3の4ページ上段を見ると、過去3か年でパブリックコメントを40回実施して339件の意見が出たということで、1案件につき平均9件弱の意見が寄せられていることとなります。</p> <p>様々な場面で、パブリックコメントで提出される意見が少ないと指摘されていますが、こう見ると意外と多いという印象で、活性化が進んできているとも考えられるのですが、件数は増えてきているのでしょうか。</p> <p>補足すると、令和2年度については、パブリックコメントを募集した計画等の全てに意見が提出されております。最近で多かったのは、市立病院の経営再建計画について、8名から41件の意見をいただいております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>一人の人物が多く意見をを出している場合もあるということだと思います。</p> <p>ただ数が多ければ良いというわけではありませんが、一般の市民にとっては、意見を文章にし、氏名を明らかにして市へ提出するというのはハードルが高いことですので、できるだけハードルが低くなるように、先ほどの件はその一環でもありますので、取り組んでいただければと思います。</p> <p>パブリックコメントについて、他にご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ある市民の方の意見には、審議会等の委員のうち市民公募委員が少ないことや、委員の選任の仕方、つまり定数の決め方や関係団体からの推薦枠が恣意的であること、選任基準を公表すべきであること等がありました。</p> <p>事務局にお聞きしますが、その方の意見の中に、公募委員を減らした事例について指摘がありました。事実でしょうか。また、事実であれば、減らした理由について説明願います。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>公募委員の人数が減ったというご指摘ですが、委員全体の数を減らしたことに伴って公募人数も減ったという事例もありますし、複数の委員会を1つに統合して委員総数が減ったことに伴い公募人数が減ったという事例もあります。</p> <p>公募人数に関しては、内容によっては公募委員が多い方が良い場合もありますし、より専門的な知識や意見が求められる場合もありますので、一律に全体の何割という基準は定めておりません。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>公募委員を増やすべきという意見もあれば、そこまで増やさなくてもよいという意見もあります。</p> <p>また、委員の選考基準についても、委員会ごとに色々と違いがあるので、一律には決められないと思います。応募して選考から外れた場合に、なぜ自分が選ばれなかったのかと不審に思うことは当然あるわけで、それをゼロにすることは不可能だと思いますが、なるべく明確に、他の人が見てもすぐに納得できるような方式が望ましい。</p> <p>選考基準を決めて公表している委員会等もあるにはあるが、必ずしも一般的ではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>選考基準に関して、公表しなければならないという定めは特にありませんので、選考基準を詳しく載せている部署もあれば、一言で済ませている部署もあります。どのように公表するかについては、各審議会等の所管部署の判断で決めています。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>市として、審議会等の委員選任に関して、全体的な共通の一般ルールのような</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>もの、市全体の基準というものはあるのでしょうか。全体となれば、大まかなことしか決められないとは思いますが。それとも、各審議会等に任せているのか。</p> <p>市民参加条例の中で定めている部分があります。4月にお送りした事前配付資料10「江別市市民参加条例解説」の第7条「附属機関等の委員の選任」の第2項で「委員の選任は、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の付属機関等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする」と定めています。</p> <p>さらに、お配りはしておりませんが、市民参加条例施行規則の第3条「附属機関等の委員の選任」で、年齢及び地域構成の均衡、委員の兼職は3附属機関等上限とする、市議会議員及び市職員は選任しない、女性の登用に努める、新しい人材の発掘及び登用に努めることを定めています。</p> <p>以上が選任の基準となります。そのうえで、各附属機関等が審議する内容により、書類審査、当人の考え方をまとめた作文や論文等の評価を踏まえながら、総合的に判断して選任しております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>条例でも一定の基準が定められており、施行規則でさらに細かく決められている。それに従って行われているということです。</p> <p>各部署で色々な審議会等があり、それぞれ条例規則に従って遂行しているはずですが、実際に遵守しているかどうかについて取りまとめ等はしていますか。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>規定されていることに注意して選任するよう庁内には周知しています。また、令和元年度には、全部署に対して、自治基本条例や市民参加条例の趣旨を理解した上で、附属機関等の委員の選任をしているかどうかについて調査を行いました。全ての部署から規定に従い遂行しているとの回答を得ております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。私は市民参加条例の制定にも関わっていましたが、当時、自治基本条例は4年ごとに当委員会のような組織を設けて検討することになっていますが、市民参加条例についてもそういったことが必要ではないかとの意見がありました。</p> <p>しかし、市民参加条例は自治基本条例と一体的な面があり、それぞれを別々に検討することは屋上屋を架すというか、必ずしも必要ではないのではないかと。また、組織を設けるにはコストもかかるし、必要性は大きくないのではないかとという意見もあり、盛り込まれませんでした。</p> <p>ただし、市民参加条例の第12条で「市長は、毎年度、市民参加の実施予定及び実施状況を公表するものとする」とし、特別に組織を設けて検討を行うことはしないが、毎年公表することで市民の目によるチェックは行われるということとなりました。</p> <p>審議会等についての委員の選任については条例で一定の基準があり、施行規則でさらに細かく定めています。そういった規定に従って実施しているということですが、そのことについて実際どうなっているのかを把握する仕組みになっているのかという質問をさせていただきました。</p> <p>実施状況の公表についても、内容の中にさらに具体的な数字等を組み込んで、把握して、公表する。それはこういった場でチェックする上でも必要な情報となりますので、そういったことも含めて実施していただければと思います。</p> <p>その他にご意見やご質問がありましたらお願いします。</p>
<p>高川委員</p>	<p>附属機関等の委員の選任について、どのように選任するかという問題もありますが、その前に、公募委員の枠をどうするかということも問題になると思います。</p> <p>それは、それぞれの委員会や審議会の性格によりますし、関係する人が多ければ規模も大きくなり、関係者や専門家も入れなければならない。それぞれの附属</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>機関等によって人数が決まり、それによって公募委員の枠も決まります。そういった限られた枠の中で、どのように選考するかということが問題になると思います。</p> <p>それが先ほどから事務局が説明しているとおりに、規定に基づいて判断していくということですが、結論から言いますと、それはそれで良いと思います。市民の方から不満や疑問や問題意識があるのであれば、個別に対応していくしかないのではないかと思います。</p> <p>こうするべきだと言いたい面もありますので、総論的には、私はそのように考えています。</p> <p>ありがとうございます。他にご意見等ありませんか。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>各附属機関等で、案件や議論するテーマによって、当然、専門家の招へいが必要な局面もあるでしょうし、関係する市民団体や関係機関から推薦を受けて参加している委員もいらっしゃると思います。それに加えて、市民公募委員という形で参加する枠も確保されているという状況に、現在なっています。そのことは、私は率直に評価したいと思っています。</p> <p>ひと昔前までは、クローズドな世界で一部の関係者や有識者と呼ばれる人たちが議論し、市の職員が事務局となる、いわゆる閉じた議論が当たり前だった時代を知っている立場からすると、きちんと公募の枠も設けられていて、その結果も含めて公表されているという状況に成熟してきているのだらうと思います。</p> <p>これ以上の要望や意見は今後も出てくると思いますが、たとえば市民公募の枠や選定というピンポイントに固執した意見等については、市にはケースバイケースの個別対応をお願いせざるを得ない。大枠としては、少しずつ時間をかけて、かなり健全かつ望ましい方向には進んできているのだらうと認識していますので、決して行政あるいは市長のガバナンスに問題があるとは、私は捉えていないということを申し上げておきます。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。他にご意見等ありませんか。第24条以外のことで構いません。</p>
<p>高川委員</p>	<p>市民参加の現状をどのように評価するかについて、前回の委員会で瀬尾委員と吉原委員から報告のあった「自治基本条例アンケート男女別・年代別クロス集計表」を元に話をしたい。</p> <p>10ページの間12「市民参加の方法として、これまでに参加したことがあるものを選んでください」という設問について、最も多いのは参加していないという回答ですが、アンケート調査が12.7%、市民説明会が2.8%となっており、その他の附属機関等やパブリックコメントについては率が低くなっています。</p> <p>市民参加の方法としてこれだけ挙げていますが、市民からすれば、アンケート調査や市民説明会は簡単だから参加しやすい。それに対して、パブリックコメントや附属機関等は、一定の関心を持っていて、一定の知識を持っていて、それなりの考えを持っていないければ、なかなか参加しづらいものであるということが言えると思います。</p> <p>このアンケートからすると、簡単な方法では参加しているという結果が出ることは当然であり、市行政について全ての市民が深く専門的な見解を持たなければならないということでもありませんので、パブリックコメントや附属機関等に参加しないことが駄目だという評価はできません。</p> <p>一言で「市民参加」と言っても、これだけ方法がありますので、全体的にそれぞれの率を上げていくことが大事だと思います。</p> <p>また、このアンケート結果についても、このような状態は好ましくないとは一</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>概には言えないのではないかと思います。市民の皆さんが生活する上で、市行政の全てについて深い見解を持つというのは不可能だと思います。ですから、これはこれで良しとして、今後さらにそれぞれについて市民がより参加できるように地道に努力していくしかないと思います。</p> <p>ありがとうございます。参加しようと思っている人が参加しやすく、今までそう思っていなかった人も参加しようと思えるように、少しずつ取り組んでいく必要があるということです。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p>
<p>成田委員</p>	<p>アンケートの中で、そもそも自治基本条例の必要性を全く感じないといった記述がありました。なぜ、この条例が必要なのかという所について、もう少し説明したほうがいいのではないかと感じているところです。</p> <p>4月にいただいた事前配付資料9のリーフレットにも、なぜ自治基本条例が必要なのかということについては、文字数の関係もあるかとは思いますが、あまり触れられていないと感じます。</p> <p>そういった記述が見られたのは、第1回委員会の第2章資料1「みんなでまちづくりを考えよう！」という広報誌の特集記事です。この中の「Q. なぜ自治基本条例が必要なのか？」という部分で少し記述がありました。</p> <p>ここには簡潔な内容で記載されていると思いますが、もし自治基本条例がないとしたら市民にどのようなデメリットが発生するのか。また、あることによってどのようなメリットがあるのかということについて、リーフレットにしる、広報誌にしる、市からの情報発信でデメリットについてはなかなか書きにくいとは思いますが、そういった情報発信ができれば、市民がもっと関心を持ってくれるのではないかと思います。そして、関心を持ってくれれば、市民参加についてもおのずと繋がっていくのではないのでしょうか。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>自治基本条例自体の認知度がなかなか上がらないというのは、だいたいどの自治体でも同じで、何かしなければいけない問題です。</p> <p>4年前の検討委員会の提言書でも、まず認知度を上げるためにどうすればよいかということに記載していたと思いますが、ただいまご指摘いただいたことも含めて、終わりのない戦いとして取り組んでいかなければならないと思います。</p> <p>以前、当委員会でも意見があったとおり、このリーフレットを学生たちが中心となって作成したように、若い人が参加して色々な取り組みをすること。それは今までも行われてはいますが、さらに、必要性という視点、なかったらどうなるのかという視点も盛り込みながら取り組む必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>他にご意見等ございますか。</p>
<p>星副委員長</p>	<p>アンケートで「市民参加したことがない」という人について、自治会でゴミ拾いをするとか、回覧板を回すだけでも、小さいながらも市民参加になっていることに、おそらく気が付いていないのではないかと思います。</p> <p>自分たちが住んでいる地域を良くするために何をしているか。小さいことで頑張っている人たちもいると思います。それが市民参加という言葉になると、市政に対して何かを言うことが市民参加なのではないかと、難しく考えている市民も多いと思います。</p> <p>まさに成田委員が仰るとおり、自治基本条例自体が堅苦しいもので、自分たちのまちづくりについて、どうしたら住みやすく、子どもを育てやすく、老人に優しくできるかといったことに対して、何か意見を述べること、協力すること自体が市民参加なのだとすることを、市民に分かりやすく知ってもらうこと。</p> <p>堅苦しいものばかりでなく、ほとんどの方が自治会に入って協力しているように、きっとみんな参加しているのだと思います。そのことを分かりやすく伝える</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>こと。アンケートで参加しているかよく分からないという人たちの中にも、実は参加している人もたくさんいるのではないかと思います。</p> <p>色々な形で、参加している自覚がなくても、実は参加していたという事例はたくさんあるでしょう。そのくらい身近なものだということに気付けば、ハードルが下がり、自分もやってみよう、周りの人も誘ってみようというように広がっていくのではないのでしょうか。</p> <p>第24条については以上で区切りたいと思います。もし、言い忘れたことがあれば、後で発言していただければと思います。</p> <p>続きまして、第25条「市民協働の推進」の検討に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>それでは、第7章「市民参加・協働の推進」のうち、第25条「市民協働の推進」についてご説明いたします。検討資料の第7章「市民参加・協働の推進②」をご覧ください。</p> <p>第1項では、まちづくりを進めるにあたり、自助・互助・公助の基本的な考え方のもと、市民と市がお互いに協力・補完し合いながら取り組んでいくために、双方が、協働のまちづくりを進めるための環境づくりに努めることとしています。</p> <p>そのうえで、第2項では、市が市民の自主性・自立性を尊重しながら、必要とされる支援や制度の整備を行うこととしています。</p> <p>なお、市民協働は市民が自発的に行うものですが、様々な事情により、まちづくりに参加できない場合もあります。第3項では、そのことによって、不当に不利益を受けることがないよう配慮が必要であることを表しています。</p> <p>そして、第4項では、市民協働の推進に関して必要な事項については、別に条例で定めることとしています。条文に関する説明は以上となります。</p> <p>次に、市民協働の推進に関する、平成29年3月の検討委員会の提言内容としましては、「条例アンケートにおいて、協働について、「分からない」との回答が5割強であったことから、現在行っている小・中学生への啓発活動を継続するほか、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、協働の意識啓発の強化を図っていくことが必要です。また、条例アンケートにおいて、5割弱の人がまちづくり活動（自治会、市民活動団体、ボランティア団体の活動など）に参加するには、「きっかけが必要」と回答しており、今後も、自治会や大学、市民活動団体などの協力も得ながら、多くの市民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりについて、検討すべきと考えます。一方、市の協働のパートナーである自治会や市民活動団体においては、担い手不足や財政難が課題となっており、現在行っている担い手の育成を目的としたセミナーや協働のまちづくり活動支援事業の更なる充実を図るほか、活動についてのPRがより効果的なものとなるよう、それぞれの団体と共に取り組んでいくことを望みます。市民協働条例制定に向けては、市やまちづくり活動に携わるさまざまな団体が、上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みをさらに進めていく必要があります。」との提言がありました。</p> <p>その下に進みまして、この提言を受けた市の取り組み事例については、箇条書きの黒丸部分となります。</p> <p>まず、協働に関して、これまでの小学校への出前講座の継続に加え、平成29年度より、新たに中学校で実施をしています。なお、その講座で生徒へ配布しているものとして、別添資料⑧のマングラフ冊子及びクリアファイルをお配りしています。</p> <p>次に、平成29年度には、協働に関しての内容を盛り込んだ市内大学生によるリーフレットの作成を実施しています。こちらは、先ほど成田委員のお話にもありましたトーストを背景としたリーフレットとなります。</p>

次に、自治会、大学、市民活動団体のイベント等における協働の意識啓発として、各所で先ほどのマンガ冊子の配布を行っています。

次に、自治会加入促進リーフレットの充実ということで、実物を別添資料⑨として2種類お配りしております。

次に、自治会活動の内容を効果的にPRするため、自治会だよりや行事案内チラシの作成方法、SNSを活用した情報発信手法についてのセミナーを開催しています。こちらは、別添資料⑩に一覧をお示ししています。

次に、まちづくり活動に関するわかりやすい情報提供の手法について、関係団体と共に検討を行っています。

このことについて、まずは市民活動団体をPRする「コラボのたね」という事業では、ウェブサイトでの紹介をはじめ、別添資料⑪のようなカードを作成し、1冊のファイルにまとめて各公共施設に配置しており、市民交流施設ぷらっとにおいては、自由に持ち帰ることができるようにカードポケットに入れて壁に掲示するといった取り組みを行っています。

なお、ここには例として4枚のカードを抜粋していますが、現在、全部で60団体が登録しています。

また、ワークショップの取り組みとして、別添資料⑫に、平成29年度以降、市民活動団体向けに開催した、情報発信力の向上や資金的な問題などに関するセミナーやワークショップの一覧を掲載しています。

裏面へ進みまして、まちづくりにおける大学生の活躍の機会拡大の一環として、江別市内4つの大学と8つの市や町が連携した学生地域定着自治体連携事業、通称ジモガクという取り組みを行っています。取り組み事例については別添資料⑬をご参照ください。

次に、市民活動団体版出前講座について、平成29年度にはポスターを作成して公共施設等に掲示し、PRを行っています。なお、別添資料⑭は、各公共施設で配布している市民活動団体版出前講座のパンフレットとなっており、令和2年度は18団体による講座が掲載されています。

次に、自治会活動の活性化に向け、これまでの取り組みの継続のほか、より効果的な支援の検討ということで、各種補助金の交付、また、先ほどと重複しますが、地域活動運営セミナーを実施しています。

次に、市民活動団体を対象としたアンケートについて、こちらは団体の現状、悩み、要望などについて把握するため、4年に1度実施しており、次は令和3年度に実施予定です。

最後に、協働のまちづくり活動支援事業について、これは市民活動団体や活動グループが、地域の課題解決や活性化につながることを期待される公益的な事業に対して、市が補助金を交付するという事業です。こちらについて、平成29年度以降、ホームページの内容を充実させて周知を図っています。なお、別添資料⑭に最近の補助金交付状況をまとめていますので参考としてください。

つづいて、第25条に関連するアンケート項目について説明します。アンケート報告書の4ページをご覧ください。

問19「江別市は協働によるまちづくりが進んでいると思いますか」という設問への回答として、「非常に進んでいる」、「進んでいる方である」、これら2つを合わせて32.7%と、4年前のアンケートでの19.3%と比べて13.4ポイントの向上が見られます。

また、「分からない」という回答が37.9%となっており、前回の50.6%と比べて12.7ポイント減少しています。

次に、問20「「協働」についての意識啓発が、図られていると思いますか」という設問への回答として、「思う」が38.3%、「思わない」が48.9%となっています。

こちらは今回新たに設けた設問ですので、4年前との比較はありません。

次に、問21「自治会や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくりに参

加したことはありますか」という設問への回答として、「過去に参加したことがある」が30.4%と最も多く、「現在もときどき参加している」が18.2%、「参加したことはないが、今後参加してみたい」が16.7%と続いており、前回のアンケートとほぼ同様の結果となりました。

次に、問22「まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか」という設問への回答として、「参加するきっかけ」が42.1%、「時間」が40.2%、「関心や興味」が38.9%、「健康や体力」が37.2%と、上位4つがほぼ均衡しており、こちらも前回と同様の結果となりました。

続いて9ページをご覧ください。中段に、問22で「その他」を選択した方の回答を列挙しています。たとえば「情報」、「活動費」、「動機づけ・インセンティブ」といった回答がありました。

次に、5ページをご覧ください。問23「問22の設問にある「2. 活動する場所」として次の施設を知っていますか」という設問で、まず(1)公民館・住区会館(自治会館)については、「利用している」が44.3%、「利用したことがない」が32.3%、「今後利用してみたい」が9.7%と、前回アンケートとほぼ同様の結果となりました。

続いて、(2)市民交流施設ぷらっと(江別市民活動センター・あい、江別市国際センター)については、「利用している」が7.5%、「利用したことがない」が49.8%、「今後利用してみたい」が14.9%と、実際に使用経験のある市民は未だ少ないものの、「知らない」という回答は前回アンケートから20ポイント減となっており、施設自体の知名度は上がってきているものと考えられます。

続いて、(3)江別市社会福祉協議会については、「利用している」が8.3%、「利用したことがない」が55.3%、「今後利用してみたい」が9.6%となっており、こちらも「知らない」及び「無回答」が減少しています。

次に、問24「自治会や市民活動団体の担い手の育成を目的としたセミナーが適切に実施されていると思いますか」という設問への回答として、「思う」が38.2%、「思わない」が47%となっています。こちらは今回新たに設けた設問ですので、4年前との比較はありません。

次に、問25「自治会や市民活動団体の活動が、効果的にPRされていると思いますか」という設問への回答として、「思う」が46%、「思わない」が42.7%と、ほぼ均衡しています。こちらも今回新たに設けた設問ですので、4年前との比較はありません。

最後に、33ページ下段をご覧ください。問26「条例第25条「市民協働の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います」という記述式の設問への回答として、たとえば、「抽象的でわかりづらい」、「もっと具体的にすべき」、「内容を市民の目線に合わせるべき」といった意見があった一方、「内容は適正である」、「これを機会にPR誌を読んでみたい」という肯定的な回答もありました。アンケートについては以上です。

続いて、市の自己評価としましては、市民協働について、アンケートの結果では、協働について「分からない」と回答した市民が12.7ポイント減少し、「進んでいる」と回答した市民が13.4ポイント増加していることから、協働のまちづくりに関する啓発、PR、支援といった取り組みが、一定の成果を上げているものと考えています。

一方で、約半数の市民が、協働についての意識啓発が図られていないと思わないと回答していることから、今後も地道な啓発活動が続けることはもとより、さらに効果的でわかりやすい啓発活動に取り組む必要があると考えています。

以上で、第25条「市民協働の推進」についての説明を終わります。

石黒委員長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

石黒委員長	(なし) 第25条第4項「市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。」とありますが、現時点では、まだ条例は制定されていないということでしょうか。
事務局 (大橋参事)	はい。
藤本委員	<p>ただいま事務局より紹介のあった市民協働の具体的なまちづくり活動やプロジェクトについて、私自身、実際に関わっている立場から申し上げますと、市としてもなかなか答えにくいかもしれませんが、約1年前から新型コロナウイルスの感染拡大があり、たとえば江別市内の行政が関わるイベントや、各種まちづくり団体が企画・運営するようなイベント等を含め、まちづくりに関する対面での事業や活動がかなり制約を受け、ほとんど実施できない状況が続きました。</p> <p>災害に近い感染症の拡大ですから、そのことに関してはやむを得ないとは思っていますが、新型コロナウイルス感染症が完全になくなる、もしくはかなり抑え込める状況までは時間がかかるだろうし、もしかすると季節的に感染者が増える時期、落ち着く時期という波もあろうかと思えます。</p> <p>今後の様々な市役所の事業、施策の中で、アフターコロナやウィズコロナをどうするかといった議論が、現在、どの程度行われているのか。今後の市民協働や市民参加について、全てをオンライン化するというのも難しいですし、どうあるべきかということに関して、何かお考えがあるとか、こういったワーキンググループを作ったとか、これから検討するとか、どのような状況でも構いませんので、何か情報がありましたら教えていただきたい。</p>
事務局 (金子次長)	<p>なかなか具体的な動きを取りづらい段階ですが、2月に新年度予算が発表され、その中でも、色々な活動を再開していくに当たっての対策など、打ち出されている部分もあります。</p> <p>特に協働の関係では、自治会等が今年度の活動縮小を余儀なくされていますが、市としては、今後は感染対策を講じながら活動が再開されていくとの考えのもと、活動再開に向けての一定の経費を支援すべきという方向で、自治会の予算の確保や、自治会館での感染対策に係る経費の確保等について考慮しています。</p> <p>そういった経費の確保についても、その根底には、再開に向けて様々な支援をしていきたいという考え方があります。しばらくは具体的な動きは出てこないかもしれませんが、予算のうえではそういった考え方を盛り込んでいます。</p> <p>また、各種イベントについては再開できるかどうかというのは非常に厳しい局面となっており、各団体や自治会の一部では、お祭りや交流行事について、来年度も中止せざるを得ないのではないかと議論もされていると聞いております。皆さん悩みながら検討していますので、市としましても、こういった形なら実施できるか、あるいは来年度も我慢せざるを得ないのかも含めて、相談に乗っていきたいと考えております。</p>
石黒委員長	他にご意見等ございませんか。こういった特殊な状況が続くと、これから特殊ではなくなり、収まった後もずっと一緒に生きていく世界になるのかもしれませんが、コロナが収束した場合、先ほど過去の取り組みについてご説明いただいた中で、この取り組みの手法はこのように変えてはどうか、新たにこういった種類の取り組みを実施する必要があるのではないかと、あるいはこの取り組みは不要ではないかと、そういった種類のご意見等もあればご発言いただきたい。
藤田委員	別添資料④「協働のまちづくり支援事業実施状況」の補助金の交付額について、

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>コロナのため事業が実施できず、補助金が使われていないのではないかと考えられますが、来年度も同様に事業が実施できないといった場合、こういった支援の金額は、減らされて返却するといったことになるのでしょうか。</p> <p>コロナの影響でなかなかイベント等が開催されない状況にありますが、令和2年度は2団体が採択され、すでに実施は終わっています。どちらも子どもを対象とした事業で、概ね予定どおりには開催できたのですが、できなかった分については返金していただいております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。瀬尾委員は若者として、別添資料の取り組みの中で関わったものや耳にしたものがあるかもしれません。また、一般の若者全体を見て、今までのやり方のどういった点で若者に響かないとか、そういったことがあればご意見をお願いします。</p>
<p>瀬尾委員</p>	<p>自分は4月から4年生で就職活動が始まりますが、ジモガクについて話には聞いたことはありますが、いざ3年生になってみると、あまり大学に行けていないせいもありますが、こういった具体的な話を耳にしないので、もう少し押しを強くしてもいいのではないかと思います。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>昨年の春からこういった状況にあることが原因となっている面もあります。こういった状況においても、3年生が4年生になり就職活動を経て卒業し、様々な分野、様々な地域で活動し、生活していくわけですから、その世代の人にとってみれば、コロナ禍だから全部ストップするというわけにもいきません。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>瀬尾委員の意見に関して少し補足しますと、今年度のジモガクの事業は、ほとんどが中止となっています。活動を中止せざるを得ない状況であったため、告知もなかなかできていません。協議会としても、所管している市役所企画政策部企画課も、様子を見ながら再開できるチャンスをずっと狙ってきましたが、11月頃に1つか2つ、たとえばJR野幌駅のイルミネーション設置は、屋外での作業ということもあり、ジモガクの事業で実施することができました。</p> <p>リスクが高いため、残念ながら事業ができなかった。できなかったからPRできず、今の2～4年生には知られていない。1年生はそもそも大学に来ることができないので告知することが難しく、イメージが沸かなかったと思いますが、上級生にも伝わっていなかった面はあります。</p> <p>先ほど私が申し上げたことと関連しますが、たとえばスマートフォンやパソコンでのインターネットの使用、あるいはZoomというアプリ、マイクロソフトやグーグルが出しているオンラインミーティングができるようなツールというのは、大学では遠隔授業という形で導入せざるを得なかったため、大学生や若い世代は比較的慣れていきます。</p> <p>皆が集まって行う活動には今後も制約があり、リスクをきちんと見極めなければ実施できないという面はありますが、たとえば、オンラインでミーティングをしてトーストのリーフレットをどのように変えていくか、どのようにデザインするか、そういったオンライン対応の打合せや企画、準備というのは、大学生の側は慣れてきていますが、残念ながら、行政がそれについて来られる状況になっていない。おそらく市役所の情報処理担当課も遅れているし、詳しい専門のスタッフもなかなかいらっしゃらない。</p> <p>そういった中で、どうやって時代の変化に市民協働という形でシフトチェンジしていくかということを考え始めないと、いつまで経っても集まれない、イベントができない、だから来年度も再来年度もやめましょうということでは何も進まないと思いますので、新しいツールの活用や、それに対する行政側の準備ということも含め、そろそろ本気で取り組まなければ立ち遅れてしまうかもしれないと</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>いう状況になってきているように感じます。 石黒委員長も大学の先生ですが、この一年、我々も相当苦労しながら何とか勉強して対応してきましたが、特に私が所属する北海道情報大学には、私よりもさらに専門的で、色々な知識や技術を持っている先生方もいらっしゃるのので、気軽に相談していただいて、無理のない、なるべくコストが掛からない形からスタートできるようなお手伝いもできますので、遠慮なく大学を頼っていただきたいと考えております。</p> <p>たしかに新しい形の取り組みは今後必要になってきますし、それを協働で行うということは非常に重要になってくると思います。ご指摘いただきありがとうございます。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p>
<p>藤田委員</p>	<p>国はデジタル庁を設置して、できるだけ国民にデジタル化を広めようという取り組みを行おうとしています。江別市でもそういった専門の部署を作り、オンライン化など今の時代に合った技術を、一人でも多くの市民に広めようといった考えはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (金子次長)</p>	<p>市にも情報推進課という部署があり、行政のデジタル化については政府が強力に打ち出しているところですので、徐々に対応を初めています。様々なことが見えてきていますが、全部が見えたわけではありませんので、これからしばらく時間をかけて取り組んでいくことになると思います。</p> <p>遅ればせながら、市でも2月にテレワークが始まりました。役所の場合、システムの整備が非常に難しく、セキュリティや個人情報といった問題もあるので時間はかかりましたが、ようやく始まりました。</p> <p>そういった対応が民間と比べると非常に遅いということではありますが、デジタル化にも今後対応していかなければならない段階ですので、先ほど藤本委員も仰いましたが、たしかにそういったことに腰を上げていかないとどんどん遅れていくことにもなりますし、各種イベントやセミナーに関してもZoomを利用して実施するといった話も出てきておりますので、その際には、情報大をはじめ色々な方のご意見を伺いながら、進めていかなければならないと考えております。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>参考情報までにお伝えしますと、国のデジタル化の流れを受け、現在、全国の小中学校でGIGAスクール構想というものが進められています。</p> <p>首相が変わってからかなり前倒しで進んでおり、江別市においても、基本的には3月末までに、市立の小中学校の生徒及び児童1人につき1台のタブレット型の端末、分かりやすく言えばパソコンを7千台、教職員用にはもう少ししっかりしたノートパソコンを1千台、これを教育委員会が大忙しで導入の準備を進めています。</p> <p>また、各小中学校には高速回線の敷設と、学校内で無線のインターネットを繋げられるような仕組みを急ピッチで進めていて、江別市の場合は6月から本格運用を目指しており、現在、江別第一小学校がモデル校となり先行して取り組まれています。</p> <p>何を言いたいかというと、子どもたちのデジタル化に関しては、国の後押しもあり、江別だけではありませんが、教育の在り方も今までとは大きく変わっています。江別で育った子どもたちが、5年後、10年後、20年後、大人になった時には、当たり前のようにデジタルツールを使いこなす時代になると思います。</p> <p>こういった動きが進み、ノウハウ等が分かってくると、大人向け、一般市民向けの研修や講習、あるいは高齢者向けの分かりやすいデジタルデバイスの使い方といったことを大学関係者や自治会関係者が連携しながら進めていく必要があるとは感じています。</p>

	<p>ただ、今は子どもたちへの対応で手一杯という面もあるので、市民向けの活動というのはもう少し後になってしまうかもしれませんが、いずれにせよ、早く取り組むに越したことはないので、そのような動きがあるということをご参考までにお伝えしました。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。長期的に大きく変わるというのは間違いはないですが、今後一気に変わるということではないので、その中でどのように進めていくかということが課題としてあると思います。</p> <p>少なくとも、そういった状況の中でも一定の市民協働の取り組みが活発化できるように取り組んでいく必要があります。</p> <p>一方で、「別に条例で定める」という規定になっていることについて、ずっと条例化されないままの状態が続いているわけですが、こういった理由で制定されない状態が続いているのか、市として把握、評価等ありますでしょうか。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>市民協働条例に関しましては、平成29年3月の提言書の中で「条例制定に向けては、市やまちづくり活動に携わるさまざまな団体が、上記の視点に立った、協働についての市民意識の高揚やまちづくり活動の充実を図る取り組みをさらに進めていく必要があります」とのご意見をいただいておりますことから、この4年間で、協働を推進するための取り組みとして、ホームページや広報誌での周知、大学生との協働により作成したリーフレットの配布、小中学生を対象とした協働に関する出前講座、協働のまちづくり活動支援等を行ってきました。</p> <p>昨年5月に実施した自治基本条例アンケートの結果では、協働によるまちづくりが「非常に進んでいる」、「進んでいるほうである」という回答が、令和2年度が32.7%であり、平成28年度の19.3%から13.4ポイント増加したものの、4割弱の方が「分からない」という回答であり、未だ協働に対する意識や認識が高いとはいえない状況であります。</p> <p>このような状況を踏まえると、引き続き自治基本条例に基づく協働の取り組みや意識啓発に力を入れ、市民生活に浸透させていくことが最重要課題だと考えております。</p> <p>したがって、市民協働条例は、市民や市民活動団体から具体的な取り組みのニーズが高まってきた時に、提案され、条例化するものと考えております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>多くの人に知ってもらって浸透していくという点では、条例が作られることがその力になるとは思いますが、基盤が十分でない状況で実態に合わない条例を作り、逆に推進の妨害、邪魔になる条例となってしまうのはよろしくありません。</p> <p>実際に協働の取り組みをされている人や団体、関心を持つ人たちが、どのような内容のものが必要だとの考えが熟してこないと難しい面があると思います。</p> <p>他にご意見等ございますか。</p>
<p>成田委員</p>	<p>道内の他の自治体で市民協働を推進する条例をすでに制定している自治体はあるのか、全国的にどうなっているのか、もしご存じであれば、参考までに教えていただきたい。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>道内で市民協働条例というものを特に定めている自治体は見つかりませんが、札幌市では「市民まちづくり活動促進条例」という条例を制定しています。</p> <p>また、全国的に見ても制定している自治体は多くない状況です。その理由としては、市民協働について、自治基本条例の中ですでに規定していることがほとんどであり、別に条例を定めている場合は、江別市と同様に「別に条例で定める」という規定があるから定めているという自治体もあります。</p> <p>また、市民参加条例と市民協働条例の両方を制定している自治体もあります</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>し、「市民参加及び協働条例」といった2つの取り組みについて定めている条例もあります。</p> <p>ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。</p>
<p>高川委員</p>	<p>市民協働条例について、協働の概念自体に対する市民の理解はまだ満たされていない状況だと思います。そもそも協働とは何なのか、どこまでのものを協働というのかということについて、今後、色々な事例が出てくるかもしれません。</p> <p>そういったことが現在も明らかでない、将来的にも見えないという状況にあると思いますので、それが十分に熟した段階で条例化を考えていくべきではないでしょうか。</p> <p>また、自治基本条例、市民参加条例、市民協働条例、これらの法規範としての位置付けについても整理されていないのではないかと。そういった部分も法制的に整理が必要であることから、まだ時間をかけてもよいのではないかと思います。</p> <p>一方、協働について市民の理解が得られていないという星副委員長からの指摘がありました。それも含めた話になりますが、この委員会の資料の作り方について話をさせていただきたい。</p> <p>資料の中で、市の主な取り組み事例がありますが、ここに挙げられている事例は、市としてのアウトプット評価の視点で記載されていますが、評価方式としてはアウトカム評価、つまり、どれほどの成果があったかという市民サイドの視点も必要だと思います。そういった視点から市が語っていくことにより、理解が深まるのではないのでしょうか。</p> <p>資料は限られた紙面ですから、市があれをやった、これをやったと書くのもいいのですが、市民の側はどうだったのかということも説明するページや機会を入れていくべきではないかと思います。</p> <p>具体的な事例を挙げますと、市政協力補助金という加入1世帯当たり200円の補助金があり、広報の配布等、自治会に色々協力してもらっているのですが、その広報を配るという行為については自治会の役員であれば誰でも行っています。当然それは協働の活動ですが、それが「協働」と認識されていないという面がある。</p> <p>市政協力補助金は、現在の市の評価表では、補助金額が700万円台という規模で、その成果の指標は自治会数となっています。それはそれで良いのですが、たとえば、この別添資料での説明を「自治会に市政協力事業として補助金を交付しました」というところをより詳しく、「自治会の役員により3万世帯に広報が配られました」というような、視点を変えた説明が必要ではないかと思います。</p> <p>そのような説明により、市民側も協働の活動だという自覚が進むのではないかと思います。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。協働についての認知、理解を広めるためにも大事なことですし、この委員会で検討する上でも重要ですので、工夫していく必要があると思います。</p> <p>協働条例の制定については、十分に機が熟していない面があり、そこには市民の間に協働についての理解が十分に広がっていないことも含まれるということです。とにかく条例を作らなければということではなく、市政の柱として市民協働のまちづくりを進めていく中で醸成されていくものだと思いますので、さらなる取り組みはもちろん、新しい状況の中で新しい形の取り組みもやらなければいけないので大変だとは思いますが、両輪で進めていただきたい。</p> <p>その中で、成田委員の発言にもありましたが、他市町村の条例制定の状況についてアンテナを張っておき、条例を制定してうまくいっている所があれば参考になりますので、そういった両睨みならぬ三睨みで進めていただきたいと思います。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p>

<p>星副委員長</p>	<p>市民協働条例について、活動している団体に属している個人としての意見ですが、条例であまり固めてほしくない。協働に対する市民の認知度が低いというのは非常に寂しいことですが、私たちが何のために活動しているかというのは、活動が楽しい、目的を持っている、それを継続したい、そういった気持ちがあって活動している。そこに条例が付いてきて、活動や発言に責任を持たなければならないという縛りが生まれると、なかなか難しくなってくると感じています。</p> <p>自治基本条例は一般市民に浸透されるべきだと思いますが、たとえば札幌市の「市民まちづくり活動促進条例」などは不勉強で内容は全く分かりません。実際に私たちの団体は市との協働で活動している中で、江別市を少しでも良くしようと思って活動していますが、そこに条例が付いてくると非常に難しくなると、個人的には感じています。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。逆に、条例に気を付けなければならないところもあるということです。</p> <p>自治基本条例でも、第25条第2項で「市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行う」となっており、どういった制度が必要なのかということも、人によって、あるいは団体によって、色々な考え方があるのだと思います。そういったことがまとまらなければ条例化はできません。</p> <p>そういった意味でも、活動と活動の支援、協働の取り組みを着実に進めていく中で、条例が必要なのか、必要だとすればどういった条例が必要なのかと突き詰めて、浮かび上がってこなければ、そもそも条例化は適切ではないということになると思います。</p> <p>さて、そろそろ時間も迫っておりますが、本日はこれでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>それでは、第25条についてはここで区切りますが、本日検討したことだけでなく、これまでの内容も含め、さらにご意見やご質問がありましたら、次回以降にご発言をお願いします。</p> <p>続きまして、議題3「その他」について、私から報告をいたします。先ほども話に出ましたが、前回の委員会で委員全員にお配りした市民の方からの意見について、その方が直接訴えたいということで、10月に私と星副委員長、成田委員、高川委員の4名でお話をお聞きし、こちらからも質問をするという場を設けました。</p> <p>内容については、基本的には、皆さんにお配りしたご本人による文書の内容のとおりで、さらに少し加えながらお話いただきました。</p> <p>特に、今回の検討でも触れたパブリックコメントのことについて、附属機関等の委員構成や選任基準といったことについて、強く問題視して意見を語られており、出席した委員からもそれぞれ意見を示させていただきました。</p> <p>結果として、意見が一致したということではありませんが、賛成かどうかは別として、いちおう我々としては、その方のご意見を理解できたと思います。</p> <p>一方、出席した各委員もそれぞれの意見や考えを示し、その方に理解していただけただけかどうかは分かりませんが、意見が違うということは、色々な点ではっきりしています。ご満足いただけたかどうかは分かりませんが、およそ2時間に渡って行いました。</p> <p>このことについて、ご質問等ございますか。</p> <p>(なし)</p>

石黒委員長	<p>すでにお読みいただいていますので、どういった考えや意見をお持ちの方なのかということはお分かりかと思います。もちろん、一つの考え方として理解できる点はあると思います。特にご質問等はないようですので、報告のみで終わらせていただきます。</p> <p>その他、何かございますか。</p>
星副委員長	<p>お願いなのですが、検討資料が非常に多く、煩雑で、資料の名前を言われてもすぐに開けないような状況です。たとえば、入場の際に、その日に使う資料を並べておく等していただけると助かるのですが。</p>
石黒委員長	<p>資料の引用をする際に、何の資料なのかをはっきりと示したほうがいいですね。これは事務局だけでなく、我々が資料を基に発言する時も同様です。また、その資料を見つけ終わっていない人がいたらストップして、全員の準備ができてから進めるように、今後は事務局も気を付けていただき、私も進行に注意したいと思います。もちろん、別の方策があれば、そちらで対応していただきたい。</p>
事務局 (金子次長)	<p>できるだけストップをかけていきたいと思います。</p>
石黒委員長	<p>堅苦しい委員会ではなく、気軽に考えを述べていただきたい。もの言わぬは腹ふくるるわざなりと言いますし、そうなれば検討委員会自体の意味が小さくなってしまいますので、注意して進めていきたいと思います。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>事務局から何かございますか。</p>
事務局 (田中主査)	<p>特にございません。</p>
石黒委員長	<p>それでは、これをもちまして第4回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>